

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第7回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会		
事務局 (担当課)	小金井市環境部ごみ対策課		
開催日時	平成29年9月13日(水) 午前9時30分から午前11時20分まで		
開催場所	婦人会館2階 A・B会議室		
出席者	委員	<出席者：13名> 柿崎会長(環境部長)・浅賀委員・一瀬委員・羽鳥委員・矢野委員・福島委員・蜂谷委員・坂野委員・佐野委員・朝倉委員・小野ごみ対策課長・石阪中間処理場担当課長・藤田ごみ処理施設担当課長 <欠席者：1名> 吉田委員 ※新小金井虹の会は欠席の扱いとする	
	事務局	富田・山下	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	2人
会議次第	0 開 会 1 報告事項 報告1 第6回協議会について 報告2 第6回検討会議の報告 報告3 市外施設見学会について 2 協議事項 議題1 第6回協議会でのご意見等の整理 3 その他 ① 次回開催候補日 月 日 ()		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 平成29年 月 日		

開 会

○柿崎会長（環境部長） これより第7回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を開催する。

出席状況と資料確認

○柿崎会長（環境部長） まず委員の出席状況と配付資料の確認を、事務局よりお願いする。

○事務局（山下） それでは委員の出席状況について報告する。本日は、つづじ会の吉田委員から欠席のご連絡をいただいている。また、新小金井虹の会からは協議会開催のご案内等を送付させていただいているが、現時点で委員選出のご回答をいただいているので、本日も欠席の扱いとさせていただく。

続いて、配付資料の確認をさせていただく。

まず、本日の次第、資料番号協7-1として「第6回協議会について」、資料番号協7-2として「第6回検討会議の報告」、資料番号協7-3として「市外施設見学会について」、資料番号協7-4として「第6回協議会でのご意見等の整理」である。

そのほか参考資料として、東京農工大学と東京学芸大学の構内マップ、そのほか各町会、自治会の皆さんに配付いただきたい「清掃関連施設再配置候補地の選定について」を机上配付させていただいたので、ご確認いただきたい。

資料については以上で、不足等があれば、事務局にお申し出いただきたい。

○柿崎会長（環境部長） 資料についてはよろしいか。

それでは、本日も時間があれば副会長と清掃関連施設整備基本計画の検討会議の委員の選出がまだ保留になっているので、後ほど議題3の「その他」で協議をいただければと考えている。

それでは、次第に沿って進行をさせていただく。

1. 報告事項

報告1 第6回協議会について

報告 2 第 6 回検討会議の報告

報告 3 市外施設見学会について

○柿崎会長（環境部長） 報告事項について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（山下） それでは、報告 1 から 3 を一括して報告させていただきます。

資料番号協 7-1 をご確認ください。第 6 回協議会については、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を平成 29 年 6 月 24 日、中間処理場運営協議会を平成 29 年 6 月 27 日に開催した。議事内容は、第 5 回協議会及び第 5 回検討会議、勉強会の報告をさせていただき、協議事項として、第 5 回協議会でのご意見の整理として、庁舎建設予定地内での清掃関連施設の取り扱いや他の候補地の選定に関する意見交換などの協議が行われたと認識している。

第 5 回協議会については、以上である。

続いて、資料番号協 7-2 をご確認ください。第 6 回検討会議が 7 月 10 日に開催されている。協議内容は、第 5 回検討会議、第 6 回協議会の報告が行われた後、第 5 回検討会議でのご意見等の整理、主要機器設備形式の検討、事業方式の評価について、資料の説明、意見交換が行われている。当日配付資料については、2 枚目以降に添付しているので、お読み取りいただきたい。

なお、第 7 回検討会議を 9 月 26 日火曜日に開催予定である。

第 6 回検討会議については、以上である。

続いて、資料番号協 7-3 をご確認ください。市外施設の見学会については、平成 29 年 6 月 23 日に、中間処理場運営協議会、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の両協議会委員と町会等の参加希望をいただいた皆様を対象に、この 4 月に新たに稼働を開始した武蔵野市クリーンセンターの見学会を開催した。クリーンセンター建設までの経過や外観のデザイン、見学者コースなどを見学し、資料に記載された説明や質疑があったので、お読み取りいただきたい。参加された委員から補足でご感想などがあれば、お願いします。協議会として情報を共有していただきたい。

報告事項については、以上である。

○柿崎会長（環境部長） 報告事項が事務局よりあったが、何かご質問、それから市外施設の見学会について何かご感想等があれば、よろしくをお願いします。

よろしいか。

○矢野委員 見学会についてだが、武蔵野市の場合は、見学するとき説明もあったけれども、外観でクヌギ林をイメージしているのだという話があった。それで、女子高校生なんかも集っておしゃべりができるような場、そういう何かこちらの側でも新しい施設をつくるに当たっては、市としてのポリシーというか、そういうものがぜひ欲しい。そういうイメージが武蔵野市には皆さんに共有されていると思う。小金井市の場合それは何かというと、小金井の市の起源を聞くと、きれいな井戸があったというようなことのようなのだが、それであるかどうかは別として、市として何がこの施設で表現したかったのかというのがわかるような、そういうものが欲しいと思う。

○小野ごみ対策課長 要望として受けとめさせていただくという形でよろしいか。

○矢野委員 はい。

○羽鳥委員 ありていに言うと、単なるごみ処理場、中間施設ではなくて、周辺的环境を考慮して、一般の方々にも親しみを分けるというような外観あるいはデザインをしていただければという要望かと思う。

○柿崎会長（環境部長） ほかに何かあるか。

○朝倉委員 ちょっとすみません。私がうっかりしていたのかもしれないが、協7-4で出ている、これについての論議は後でやるのか。このまま受けちゃうということになるのか。

○柿崎会長（環境部長） 後ほど、協議事項となっている。

○朝倉委員 はい、わかった。ごめんなさい。ちょっと別なことを考えていたものだから。すみません。

○柿崎会長（環境部長） ほかに何かあるか。ここまではよろしいか。

2. 協議事項

議題1 第6回協議会でのご意見等の整理

○柿崎会長（環境部長） それでは、ほかになければ、協議事項に進ませていただく。事務局より説明をお願いします。

○小野ごみ対策課長 協議事項の協議をさせていただく前に、私のほうから一言申し上げさせていただく。二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の参考資料として、本日「清掃関連施設再配置候補地の選定について」という文書を机上に配付させていただいた。

最初に、この間6月につつじ会の方から要望書をいただき、前回の協議会の際に参考ということで、皆様方に参考資料として配付をさせていただいたところであるが、具体の回答をまだ差し上げられていない状況である。こちらについては、本当に時間がかかってしまっており、まことに申しわけないと考えている。

また、今机上に配付している「清掃関連施設再配置候補地の選定について」という資料に関しては、以前ならびが丘の熊木委員がいらっしゃったときに、文書で候補地として選定に至った経過等を説明できないかというご要望をいただいております、その中で、私ども今までの協議会の流れ等も、もう一回改めてよく考え、本日文書で起こさせていただいたものである。

これは後日、この内容でよろしければ、また皆様方のご理解をいただければ、これをぜひ町会に持ち帰っていただきたい。今日の段階では、まず協議会の皆様方に、こういうような形で私ども文書をつくらせていただきましたので、内容等に不足する点、また加えてほしい点、削除してほしい点等があれば、ぜひご意見等をいただきたい。

それでは、今日机面上にお配りをさせていただいたものなので、申しわけないが私のほうで1回全文読ませていただきたい。

清掃関連施設再配置候補地の選定について

1 清掃関連施設を設置する根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項に、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」とあり、市町村には、一般廃棄物を処理する義務がある。

2 清掃関連施設の再配置を検討する理由

現在は、中間処理場において、不燃ごみと粗大ごみの破碎、選別処理、プラスチックごみの積替え保管、有害ごみの一部を処理、その他を積替え保管している。また、市役所庁舎建設予定地において、空き缶と金属の選別圧縮処理とストック、ペットボトルの選別圧縮処理、古布と一部の古紙のストックヤードとして空き缶・古紙等処理場を暫定的に設置している。

中間処理場は設置から約30年を経過し、老朽化が著しく、早急な施設更新、建替えを含む対応の検討が必要である。

空き缶・古紙等処理場は、容器リサイクル法整備への対応と、不燃ごみに含まれていた空き缶やペットボトルを分別して資源化することにより、不燃ごみを減量するため、庁舎建設予定地である中町の蛇の目跡地に暫定的に設置した施設である。

以上のことから、中間処理場の老朽化による早急な施設更新及び市庁舎等の整備移転にあたり、早期の移転スケジュールの検討が急務となっている。

3 庁舎建設予定地について

中町の蛇の目ミシン工場跡地については、公共公益施設建設用地として取得した後、市民検討委員会を設置し、1万人アンケートや市民フォーラムを踏まえ、小金井市新庁舎建設基本構想案の答申をいただいた。これをもとに、平成23年3月に新庁舎の建設場所を蛇の目ミシン工場跡地とする小金井市新庁舎建設基本構想を策定した。引き続き基本構想を具体化する基本計画について基本計画市民検討委員会に諮問し、審議とパブリックコメントの上、答申された案を元に平成25年2月に「小金井市新庁舎建設基本計画」が策定された。これらの経緯を踏まえ、庁舎等の建設に向けて検討が始められている。庁舎等建設に際しては、近年の大災害における状況からも、災害時への対応が大きな課題の一つとなっており、一定の広さがある空地、防災拠点機能を果たす市庁舎及び、ボランティアセンターの拠点となる福社会館の整備のための敷地活用計画が求められている。

また、ごみ処理施設の設置にあたっては、一定数の搬入出車両の通行がある

ことから、市庁舎・福社会館利用者の通行と分離する動線計画が必要となり、敷地の有効活用の観点からは両立が非常に困難である。

なお、ごみ対策課としては、関連施設の紹介や、ごみ減量に関する啓発等を行うスペースについて、庁舎等の建設計画策定にあたり所管部署に要望している。

4 清掃関連施設整備基本計画策定について

小金井市では、平成27年3月に策定した小金井市一般廃棄物処理基本計画において、廃棄物関連施設の整備を進めていくと定めており、市が行政回収する不燃ごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみの中間処理、保管積替え等の施設とストックヤードについて、施設整備の方針となる清掃関連施設整備基本計画を平成28年、29年度の2か年で策定する。

施設を再配置する候補地を2か所選定し、この候補地を基本として検討している。

検討にあたり、候補地周辺の自治会等の代表にご参加いただく協議会（中間処理場運営協議会、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会）を開催し、ご説明と意見交換をさせていただいているところである。

また、清掃関連施設整備基本計画検討会議を設置し、公募市民、学識経験者、行政代表を含む委員で構成する会議を開催している。

5 候補地の選定の条件

候補地の選定にあたっての条件は、以下のとおりである。

(1) あまり住宅に隣接していないこと、または隣接する住宅までの距離がなるべく遠いこと。

周辺環境への配慮の観点から、住宅とはなるべく隣接していないことが望ましいと考えている。

(2) 幹線道路までのアクセスが良いこと。

搬入出車両について、ごみ収集以外の目的では、なるべく住宅街を通行しない経路をとることが望ましいと考えている。また、搬出車両は輸送コストや環境影響の観点から大型車両を用いるため、住宅街を通行することは物理的に困

難な場合もある。このため、候補地敷地から大型車両が通行しやすい幹線道路までのアクセスがよいことは、重要な基準の1つとなる。

(3) 幹線道路までの経路が通学路となるべく重複しないこと。

敷地には一定数の搬入出車両が出入りすることになる。登校時間帯への配慮は比較的容易だが、下校時間帯は児童学生の学年や曜日、スケジュールによりまちまちであることから、重複しないという配慮が困難である。このため、通学路との重複は最小であることを重要視している。

(4) 最小の経費投入で十分な敷地面積の確保が可能であること。

下記のような観点から一定規模の敷地の確保が必要と考え、そのための経費投入は最小となるよう配慮することが望ましいと考えている。

ア 災害対策の観点から、一定規模の災害時には災害廃棄物の一時保管場所機能を確保する必要がある。災害の種類や状況により、他の場所も活用する必要が生じる可能性はあるが、清掃関連施設の役割として、その拠点機能を担うための面積が必要である。

イ 周辺環境への配慮のため、敷地の住宅地側には緑地等の緩衝エリアを設ける他、歩道状空地を整備し、緑化に努め、外観上もなるべく高層化せずに周囲と調和した景観にするためには、敷地形状の整備とともに、一定の面積が必要である。また、施設の地下化は、建設経費のみならず維持管理経費も割高になることが一般的であるため、地上に建設することを想定している。

ウ 処理等の作業効率や作業員の安全を期すため、狭隘かつ複雑な作業動線にならない配置とする必要があり、現状の処理施設よりも大きな面積を要することが想定される。また障がいのある方の雇用も行うべきとの観点からも安全確保のできる施設レイアウトでなければならない。

6 清掃関連施設の再配置（移転）候補地について

(1) 中間処理場（貫井北町1-8-25）

昭和61年12月に市内の不燃ごみ、粗大ごみの中間処理施設として、破碎・選別処理を開始、平成18年度の大規模改修を経て現在に至っている。周辺住民とは中間処理場運営協議会を設置し、定期的に情報共有及び協議を継続している。

なお、隣接する民有地については、購入する予定である。

(2) 二枚橋焼却場跡地（調布市野水2-1-1外）

昭和32年に調布市、府中市、小金井市で構成する二枚橋衛生組合が設立し、翌年から3市の可燃ごみの焼却処理が行われていた。施設老朽化に伴い、平成19年に全炉が停止し、平成25年に解体工事が完了、以来更地となった。敷地は組合解散時に3分割しており、府中市所有分については、従前より小金井市が取得の意向を示していたところだが、府中市所有分の一部を調布市が平成29年3月に取得し、その残りを小金井市が購入する予定である。

7 候補地を2か所としている理由

1か所で、上記5の(1)～(3)を全て充たし、かつ十分な面積を確保可能な敷地が、現状では市内に存在しないことから、2か所への配置を想定しているが、候補地をそれ以上に分散しない理由は以下のとおりである。

(1) 作業員数の増加及び管理運営コストの増加が見込まれること。

作業内容が類似していれば、状況により作業員の応援体制を構築することが可能だが、施設が分散していると適時の応援体制やローテーション勤務が困難となる。労働安全衛生面において十分な休憩や休暇が取得しにくくなることを防ぐためには、作業員を多数雇用する必要性が生じる。また安全かつ適切な管理運営のためにも管理者の設置や夜間警備体制が不可欠だが、施設数が増加するほどそのコストも増加する。

(2) 安全かつ周辺配慮を期した施設とするためには、分散した小規模な施設であっても、一定の敷地規模を要する。車両動線も含めて検討すると、施設が分散するほど緩衝エリア分や車両動線分の面積は増加し、敷地取得のみならず、建設経費も増加する。

8 候補地の決定

上記の経過と理由から、市は、総合的に考慮し、6に記載の敷地を候補地として決定した。

9 その他

候補地選定後、皆様からいただいたご意見等についても検討した。

まず、鉄道高架下の敷地については、敷地の形状及び高さ制限等の条件からも、ごみ・資源物等の処理施設としての設備機器の配置や大型車両の出入りに際し制限的課題が多数懸念され、また施設の効率的運営に適さない可能性が高いことや、清掃関連施設の性格上、長期継続的な利活用と、不断の稼働が確保されるべきであるとの観点にも懸念が残る。

一方、国有地、都有地の活用検討だが、上記5に記載の検討条件に適合しない点が多く、国有地を所管する関東財務局に相談したところ、適正価格での買い取りが条件となり、実現は困難と考える。

また市内の主な都有地は、都立公園となっており、東京都の所管部署においては、ごみ処理施設として公園を一時利用させることは都市計画法上できず、占有施設（福祉施設等が対象）にも該当しないとのことで、さらに都では人口当たりの公園面積の比率を上げる方針を維持しており、公園利用を廃する予定がないとのことである。

さらに、市内の国立大学についても、現時点において遊休地はない、または、利用計画があるとの考えをいただいている。

市は候補地周辺自治会等にご参加いただく協議会において、施設整備に関する協議を今後も行い、稼働開始後においても周辺住民の皆様との意見交換や協議の場を継続して設けていくこととしており、地域と共存する施設を目指しているので、ご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願いする。

という内容である。

何かご質問など、またはここは削るべき、追加すべきという点があればお願いしたい。

○佐野委員 前回所用があって休ませていただき大変失礼した。その上で大変申しわけないが、今日もどうしても私がいないと成り立たない会が10時半から始まってしまうので、10時15分に失礼させていただきたいと思っている。

今「清掃関連施設再配置候補地の選定について」の文書を小野課長から読んでいただいた。大変苦勞してつくられたのだなということは理解しないわけではないが、3点にわたって意見ないし質問しておきたいと思う。

1点目は、清掃関連施設を設置する根拠が1にあるけれども、ここであくまでも我々が気をつけなければならないのが、一般廃棄物は市に処理責任があるということ。事業系のものについては、ここではうたっていない。他方で、もうご存じのように、今はプラスチック等の主に事業系ごみが6割を占めるようになってきている。今後さらに増えるだろうというのは誰の目にも明らかである。大量生産で、低廉で物をつくるようになったら、事業者の経営理念から言えばプラスチック等のごみのほうがはるかに有利である。そうすると、それはますます増えてくるだろう。そのときに、本来事業系ごみは容器リサイクル法で事業者が責任を持って回収することになっているものを、どうしても混入してしまう。その場合の処理の仕方をどうするのか。あるいは2017年度はこれだけの事業系ごみを市のほうで処理したけれども、来年はそれをこれぐらい減らす、再来年はさらにこのぐらいは減らす。そういうような3年、5年、7年ぐらいの長期計画をもって、現状事業系ごみが市の処理の中に入ってきてても、現実はやむを得ないと思うけれども、それを法規に従って本来責任がある者に処理をしてもらうような方向性をきっちり出すべきではないのか、このことをまず1点申し上げておきたい。

2点目は、2ページの候補地の選定の条件というところがある。実はこれはどこの可燃ごみでも不燃ごみでも、その選定をするときの極めて大事な条件がここには欠けているだろうと思う。先ほど元委員の熊木さんから文書で出してくださいというのは、多分私が懸念していることと同一ではないかと思うが、要するに清掃施設を設置する場合に、それはできるだけ市民に平等、公平な清掃施設の負担というのを考えるということは言うまでもないくらい原則的で明らかなこと。しかしどうしてもある場所につくらなければならないというときには、例えば今の日野の可燃ごみ処理施設でも、30年後は場所をかえてくださいよという話になっていて、皆さん同意しているわけではないか。それはもう全国各地にある。したがって、1か所にして、特定の市民だけに清掃施設等の被害を与えないようにする。それが私はこの選定条件の第一に入れるべきだと思う。この間の議論も、実はそのゆえに議論が長引いていると僕は思っている。そこの配慮がここには1、2、3、4、僕は5番目でもいいから出るのがかなと思って一生懸命読んだが、僕が読んだ限りでは公平、平等な清掃施設の設

置というのは出てきていない。そこはやはりまず第一に配慮すべきことだと思っている。

3点目は、大変困難な作業で、担当部課長も大変だとは思いますが、私は住民や地域市民と十分話し合えば折り合える地点がないわけではないだろうという希望を持っている。だからそういう点では、初めに日程ありきと言わないで、納得がいくまで話し合いをする姿勢を持ち続けていただきたい。

以上3点、要望ないしは質問について、答えができるものがあったら答えていただきたい。

○小野ごみ対策課長 まず1点目の事業系の関係だが、事業者から出るごみというのは、一般廃棄物と産業廃棄物と2つ出てくるわけだが、事業系一般廃棄物に関しても、私たち市の条例の中でも原則として事業者の責任において処理することとなっている。

ただ、平均的に量が少ない事業者については、家庭系ごみと同じように、事業系の有料の指定収集袋があるので、そちらを使って出すようにということになっている。そのほかの事業者については、基本的には事業者の責任において処理をしていただいている。

例えば可燃ごみについても、さまざまな処理施設に事業者は持って行っていただいているが、そこでもしっかり組成の分析、内容物の点検をさせていただき、例えば産業廃棄物が入っていた場合については指導等を行うようなこともやらせていただいているので、あくまでも私どもが今、清掃関連施設再配置候補地の選定に当たりこの文書の意味というのは、家庭から出る一般廃棄物を基本としている。お答えになっているかどうかかわからないが、そういうふうにお答えをさせていただく。

続いて、条件のところ。平等、公平の原則という部分について、確かにおっしゃられることは十分理解をさせていただいているところだが、今回の文書には載っていない。そこは皆様方のご意見をいただきながら、追加したほうがよい部分に関しては、持ち帰り検討させていただき、また訂正すべきところは訂正をさせていただきたいと考えている。

3番目は、要望というか、私どもとしては、平成28年、29年度に基本計画を策定するという基本的な考え方は持っている。おっしゃられることは十分

理解するし、十分に皆様方と何回も協議を重ねながら進めていきたいという気持ちはあるが、ずっとずっとこれからも協議だけが続けていくという形にはなかなか難しいのかなと思っている。そこは私どもも一定の努力はさせていただくので、ぜひ皆様方にもご理解を賜ればと思っている。

○柿崎会長（環境部長） ほかの方、何かあるか。

○羽鳥委員 佐野委員のおっしゃられた事業系ごみというのは、どういうものを指すのか。

○佐野委員 わかりやすく言うと、容器包装リサイクル法という法律が2度にわたってできていて、2度目のものは生産者責任までうたっている。なので、それを読んでいただければ、この間も資料として出ているから、おわかりかと思うが、その種類のごみが市のごみに入ってきている問題を、どう整理、区別して、そして私が先ほど言ったように、1年目で全面的に排除するのはできないにしても、2年、3年、5年、7年という形で目標を持って、できるだけ本来は事業者が処理すべきものは処理してもらうように、法律に基づいてやってもらいたいと、このように申し上げている。

○羽鳥委員 私の理解では、事業系ごみというのはかなり大きな包装緩衝材、そういったもので、非常に小さい例えばプラスチックごみとか、そういうものの細かいところまで全部事業者がとるといって、これを現実に進めた場合に、各家庭から出るものを全部選別してやらなければいけない。そして家庭ごみとしても出せないという状況になるのではないかと考えている。それが現実的にできるのかどうかということを考えれば、6割がプラスチックごみといえども、そのうちの包装のプラスチックはどのぐらいあるのか、重要な問題だと思う。

もちろん大きな緩衝材のプラスチック、そして小さい食品トレーがある。これについては、分別されてちゃんと今各場所でするし、やっている。ですから、全てが事業系ごみと規定できるのかどうかは疑問かなと思っている。

今後増加すると言われたが、企業責任においてさらに少なくするということは必要だと思う。ですからその点は賛成できるが、私は事業系ごみの規定はちょっと疑問形があるなと個人的に思っている。

○佐野委員 誤解があるかもしれないから説明しておく、例えば大きなスーパーとかコンビニとかでも、自分のところで処理するそういう処理施設という

のか、ごみ箱というのか、そういうところをちゃんとやっているところもあれば、やっていないところもある。まず私はそういうところについては、法律なのだから法律を守ってもらうということで、市民も行政もちゃんと対応したほうがいいと思っている。

2点目。若干プラスチックごみと不燃物とは違うが、事業の方にすれば、できるだけ売り上げを伸ばしたい、見た目のいいものにしたいという、そういう意欲というのがいつも常に絶えず生じてくる。例えば羽鳥さんもお存じかもしれないが、昔「のらくろ」という漫画があって、あれは今の漫画のように表紙はてかてかしてなかった。今の例えば『小学一年生』とかそういう雑誌の表紙などを見ると、てかてか光っている。あれはコートを塗って、できるだけ見えをよくして、文字がにじまないようにという、つくる側の販売の量の高くなることを目指してやっているわけだが、プラスチックコートを塗っておくと、それを燃やされる住民の側には、どす黒い黒煙が出てしまう。我々はそれも、本来は購買を高めるためにやったとしても、それは焼却するとき大変に害毒を流すから、本当は規制すべきだろうという意見も我々は申したことがある。

それは1つの例で、とにかくそうなりがちだからこそ、容器包装リサイクル法は2回目まで直して、政府の側が強く自制を事業者に促すと同時に、生産者責任を決めた法律となっている。私は法律以外のところまで取り締まれとは言っていないが、せめて我々の選んだ代表が決めた法律については、お互いに守り合うようにしようと、そういうことを我々もそれから行政も進めてください。こういうことをお願いしているから、誤解のないようにご理解いただきたい。

○小野ごみ対策課長 ということだと、私の発言も若干変わってくる。容器包装リサイクル法に基づく容器等の自主回収店舗の拡充というのは、私どもの基本計画の中でも定めているので、そこは事業系のごみの中の容器包装部分については、自主回収店舗の拡充は今後も努めさせていただきたいと考えている。

○柿崎会長（環境部長） ほかに何かあるか。

○福島委員 7回目にしてようやく、二枚橋を候補とする理由らしきものがやっと出てきたかなという印象。私に言わせると、これは第1回目に出るべきものであって、この会議は、その内容を詳細に検討する会議でなくてはいけないと思っていたところ、今ごろになって出てきたということは、なぜ余り検討さ

れてなかったのかなと思わざるを得ないというのが第1番目。

今ごろ出ているということは、書いてある内容はそれぞれ行政としては理由なのでしょうけれども、我々にとっては言い訳にしか聞こえない。これは詰めていきたいというのが本音、本当にこうなのかなというところ。

1番のところは佐野さんと一緒なのだが、候補地の選定条件のところ、なるべく住宅と隣接しないことが望ましい。となると、嫌悪施設なのでいろいろな意味で公害物質があるのだろうと。今まで二枚橋はもう相当公害を受けているので、引き続きあそこに持つてくること自体本当にいいのかと。ここに持つてくるとすると、行政が相当考えていろいろ考えて、考えた末にここしかないということを実証してくれなくてはいけないのに、今まで証明がなかった。ようやく今ごろこんなのが出てきて、理由らしきものが出てきた。これ自体が不信感を得るといえるか、安易に決めたのではないかと捉えざるを得ない。皆さんこれだけみんな反発していると私は解釈している。その解釈には間違いないと思う。それはやはり反省してもらわなければいけない。今後については、それをどうするか、それがもう第一の印象。

個別に見ると、いろいろあるのだけれども、蛇の目についても、何か言いわけらしきもので、本当に詰めればこんなことはあるのかな。例えば車が通行分離帯を設けないとできないと。そんないっぱい台数が通るほどあそこには持つていかない方法もあるのではないかと思う。日に1台か2台か、そういう施設もあると思う。例えばリサイクル展示場や何かに持つていく、その前段階の加工品のところへ持つていくぐらいだったら、そんなに車の台数は要らないのではないかと思うし、それについても何も書いていない。

例えば公園についても、ただ行っただけ。行ったかどうかわからないが、行っただけでは当然公園の中に処理施設はだめに決まっている。前もごみ処理施設のときも行ったけれども、代替地があればできるというふうに言っているので、そういう検討も何もされていない。

だから詰めればいろいろあるけれども、そういう印象だけ。だから今後どういう形にするかわかりませんが、私にとってはこれがスタートラインにようやく立ったという印象。

○柿崎会長（環境部長） ほかの方は何かありますか。

○朝倉委員 これですら少し論議するでしょう。今日これで終わって、これでさっき言っていたけど、持って帰って町会のほうに説明してもらえらるような文書だと言っていたよね。

○小野ごみ対策課長 今日の段階では、そこまでは考えていない。

○朝倉委員 けどさっき言っていた。

○小野ごみ対策課長 いずれこういう文書を、町会に配付いただきたい。

○朝倉委員 わかった。いずれと言ったのね。

それで、1つは庁舎建設予定地についてというのがある。アンケートをもらって、何て書いてあるかというのと、答申された案をもとに平成25年2月に「小金井市新庁舎建設基本計画」が策定された。この計画が策定されて、それで建設計画が決定したのでしょう。策定したというのだから、そうだよな。

○柿崎会長（環境部長） そう。

○朝倉委員 なぜ福社会館をつくることだけはよくなったのですか。文書としては、策定されたと言っている。それらの経緯を踏まえていろんなことをやっていて、「一定の広さがある空地、防災拠点機能を果たす市庁舎及び、ボランティアセンター……」、福社会館の整備というのは、そのときの基本計画の中で福社会館つくるなんて出ていたのか。

基本計画をつくった副委員長が傍聴に来ていて、今そんなこと言っていないと言った。福社会館をつくるということになったので、そういうことでいくと、スペースがないからだめとなっている。この文書で言うと。福社会館だけをつくることになったみたい。だから何で、基本計画と言っておいて、福社会館はと言って、福社会館と両立しないからという言い方というのは、では何で福社会館はやめて中間処理施設をつくらないのという論になる。

例えば、ここでは前にも1回私言ったことあるのだけれども、だからこれ一つ一つこうやって検討していくと、非常におかしいところが幾つかある。公園の問題について、5ページの真ん中からちょっと下のところで、「市内の主な公有地は、都立公園となっており、東京都の所管部署においては、ごみ処理施設として公園を一時利用させることは都市計画法上できない」と言ったというのだね。公園というのはほかのものは一切だめなのかね。

○小野ごみ対策課長 占有できる施設というのがあると聞いている。

○朝倉委員 それは何か。

○小野ごみ対策課長 福祉施設である。

○朝倉委員 でしょう。だけど、例えば今度の武蔵野公園のところをぶった切って、都市計画道路が分断することになる。それは東京都がやる。だから、こんな自分たちのところの道路をつくる時は公園はぶっ潰しておいて、ほかのものはだめなのだという、そんなばかな話はない。

東京都も勝手。私は小金井市の言い分も勝手だと思う。1つは、福祉会館をつくるなんていうことを答申はいいと言ってないのに、自分たちでつくって、ほかのものはだめだと言うし、東京都は、公園は潰せないと言って、それで都市計画道路の拡幅をどばっと東八道路まで抜く。だからそういう点で言うと、いろんなことを言っているのだけれども、矛盾なんだよね。

私は、清掃関連施設は必要ではないと思っていないが、どこにつくったら本当に一番いいのかという、しかも私ははっきりしておきたいのは、二枚橋の周辺というのは、それこそもうまた再び手に入れることのできない大切な環境だと思っている。だから調布が出てくることについても頭に来ている。何でああいうところへ、せっかくの、もうこれからは確保できないようなあの地域を、何であんな施設や何かで潰してしまうのだろうか。だから小金井市もなぜやるのだろうかという点では、私は意見があるのだが、しかしいずれにしても、二枚橋が、今まであの地域が、ああいう地域だったからあそこへ建てやすいから建てるよという考え方にはならないで、貴重な公園、それこそ本当に東京都が言っているように公園の地域を守るという問題と、もう1つは中間処理施設をもっと合理的につくるという問題、この2つを兼ね合わせた論議というのをやるのが今からできるんだったらやったほうがいいと思うが、その辺は会長、ここの協議会に与えられている余裕と条件というのではないのか。

○柿崎会長（環境部長） この後に説明があるとは思いますが、先ほども課長が行政側の立場として答弁しているところでは、28、29年度で我々は計画を立てることを目的としているので、そういう点でいくと、時間がずっとあるわけではないという発言もしている。そういうところを考えると、なかなかずっとというわけにはいかないかなと思っている。我々行政側とすると、計画づくりとしての期間は当然ながら決まっている。ただ、中間処理場もそうだが、対話

というのはずっとしていくつもりで、むしろしていかないといけない。この間の経過を考えていけば、もともと二枚橋というのは一部事務組合であったから、そういう部分ではなかなか行政が直接市民の方々とかかわるといのはなかなか難しい立場にはあったとは思っている。ただ、一方で、二枚橋が解散した後、小金井の土地という部分では3分の1持っていたので、その関係ではいろいろなおつき合いということはさせていただけたはずだが、その当時私も少しごみ対策課にいたが、余りかかわりをせずに来てしまっていたというのは、私としても反省の点は多々あるなと思っている。そういう気持ちも含めて我々としてはご理解いただいた上でと思って、この間この協議会を設けさせていただいて話をさせていただいてきているところである。中間処理場というのは市の施設だったことから、今、場長がいるが、長い間ずっとかかわりを持ちながら、いろいろな運営や何かあったときにはすぐにお知らせして対処をさせていただくということもさせていただいていた。そういう長い間の経過があるので、どちらかというと今回のこの清掃関連施設についても一定のご理解はいただいているのかなとは思っている。

細かいところまではまだこれから話さなければいけないのしょうけれども、そういう部分では差はあるなというのは重々承知しているし、今後はできるだけ地域の方々と、最後の5ページに書いてあるけれども、共存する施設を目指してまいりたいというのは行政側の本音、思いでもある。私は会長というよりも行政側の立場で答えているのかもしれないが。

○朝倉委員 ごめんなさい。もう一回申しわけありません、皆さん。これからのこの協議会は一体いつまでの命なのか。というのは、だってここでさっさと決めたら、もう。

○柿崎会長（環境部長） それで終わりというわけではない。

○朝倉委員 ということになると、今度はでき上がった二枚橋の中間処理場施設について、ここで話し合っ、協力体制をつくるみたいな話ではないのか。そういうことなのかな。

○柿崎会長（環境部長） 計画をつくるというこの協議会の中では、今日もスケジュールを後で説明させていただくけれども、そこに出ている形かなとは思っている。

○朝倉委員 だから2～3回やれば終わりだということね。

○柿崎会長（環境部長） もうそういう形にしないと、どうしても計画策定ができなくなる。

○朝倉委員 そうか。だから例えば福社会館というのは、福社会館を建てる場所なんかないなんて私は思っていないわけだよ。第二庁舎のはす向かいの駐車場にすれば、今だってすぐ福社会館建つじゃない。何で市庁舎をつくるまで引っ張って引っ張っていかなきゃならないのか。そこがわからないんだよ。それでいて、市庁舎のところに福社会館をつくるから中間処理場はなじまない、こうなってくるわけだよ。だから、ずっと市の言っていることは、その場限りのことなんだと。だって、福社会館は大切だって私も思うから。しかし、福社会館は大切なのだとここに書いているのだったら、さっさとあその駐車場につくればいいじゃない。つくっちゃいけないなんて誰も言っているわけではないのだから。

だから、逆に言うと、ここでそんな話までしていいのかと言っている。でないと、二枚橋はだめなんだよという、私はだめなんだよと思っているのだけれども、同時に中間処理場はつくらなきゃいけないとも思っているわけ。そしたら、両方兼ねてここでいろんな意見が出せるのだったら、まだしばらくやっていいんだよという話ならやろうと。だけど、あとは大政翼賛会で、もうしようがないねって、うまくやれるようにご協力するよというのだったら、御免こうむりたいと、そういうこと。

○柿崎会長（環境部長） ご意見としてはお伺いをさせていただく。

○朝倉委員 もう一つ、例えば農工大でどんな話をなされたかということとか、大学側が何と言っているのか。場合によっては私なんか大学側に市と一緒にお願いに行きたいぐらい、本当に。地図が出ているけれども、私が言っているのはちょうど線路沿いの緑に囲まれたところだけれども、皆さんご覧になっているかわからないけれども、いい場所だ、あれ。逆にそういうことを要請にだっていってもいいと思っているぐらい。

そういうことをやってみて、いや、しかしなかなか中間処理施設をつくるのにあれだなと。そしたら余り迷惑かからない施設としてどういうふうやっていったらいいかみたいな話にならざるを得なくなることもなきにしもあらずだ

とは思いますが、しかしやはり事は尽くした上でやらないと、何となく二枚橋しかない。私はもう二枚橋は絶対守りたいところだと思う。それは小金井市民の財産だと思っているから。

○柿崎会長（環境部長） ほかの方で、ご意見はあるか。

○福島委員 蛇の目は福社会館に決まったのか、よく知らないけれども。決まったのか。

○柿崎会長（環境部長） 6月の定例会のときにたしか発表している。

○福島委員 決まったのか。

○柿崎会長（環境部長） 今、検討会を立ち上げて、昨日もたしか開催しているのではないか。

○福島委員 そうすると、あそこにはもうスペースないということか。ゴミ関連の施設が入るスペースは全くなし。わからないけれども。

○小野ごみ対策課長 ここにも書いてあるとおり、処理施設としては難しいと思うけれども、一定のスペース、ごみ対策課というか、環境部で啓発等に使えるスペースの確保の要望は出している。

○福島委員 リサイクルセンターというか、展示場も難しいのか。

○小野ごみ対策課長 展示場については、リサイクル事業所を二枚橋につくるということで、あそこに本当にお客さんが来るのかというお話はあったと思うが、そういうところも含めて今後の検討になるけれども、リサイクル、リユース品の展示販売についてのあり方は、根本的に考え直していかなければいけないのかなとは思っている。具体的に言うと、常設のリサイクルの事業所が本当に必要かどうかというところは、もう一回改めて検討し直す必要が来ているのかな、そういう時期にあるのかなと思っている。

○柿崎会長（環境部長） かみ砕いて言えば、現状のリサイクル事業所で日曜から木曜日の常設の販売をしている。それこそタンスだとかそういったものを。ただ、実際として見に行くと、余り売れている状況ではない。なぜかと言えば、このところ、同じ金額で新品が買えるようなそういった状況がある。リサイクル品、いわゆる手直しをしてつくったものと比べれば、どうしても新しいものというのは発想としてはあるので、値段的に変わらなければどうしてもそちらのほうに足が向いてしまうというのは現実的にはある。そうすると、今の場

所で売っていても、毎年度の報告書を見ても売り上げが年々下がってきている状況である。それを改善するために、例えば日曜日とか、3か月に一遍ぐらいか、それこそ特売日ではないけど、そういうものを設けると売り上げが伸びる。

だから、そういう点を考えると、常設という形ではなくて、例えば市の庁舎内に何か月に一遍、1か月に一遍でもいいし、曜日を決めて毎週第2日曜日にリユース品とかそういうものを売るという形でやっていったほうが、むしろ売れてくるかなということも考えて、今課長が言ったような話が出てきている。運営の仕方というのは別としても、我々とする、今言ったように、庁舎ができた暁には、そのスペースのところを使って月に曜日なり日にちを決めて売ったほうが、むしろ効率的に売れるかなという考えを持っているのが現状である。

○小野ごみ対策課長 処理施設という部分ではないが、今、福島さんが言われたリサイクル事業所の機能、形は変わったとしても、庁舎内で何かやっていきたいという考えは持っている。

○柿崎会長（環境部長） あとは、中間処理場の運営協議会からは、こういう施設をこの地域とこの地域にずっと長い間置いていて、皆さんのごみとかそういうものが来ているということをもっと理解していただきたいという上での啓発スペースみたいなものをつくってもらいたいということが出ていたので、そういった話も含めて我々とする啓発スペースも必要なので、一定程度、今、庁舎建設は企画財政部で担当しているので、そちらには要望として出させていただいて、何とかそういうスペースをつくってほしいという話はさせていただいている。

○小野ごみ対策課長 貫井北町の一丁目に中間処理場があり、貫井北町の一丁目の方であったとしても、中間処理場の存在は知っているけれども、中で何をしているか知らないという人がいらっしゃるということを、中間処理場の運営協議会の方々から言われている。そういった形で考えると、市民の方たちでどのぐらいの方たちが、さまざまなごみの処理を行っているけれども、そのより具体的なことまで理解をいただけているかということについては、私たちの力不足もあるが、そういうことを啓発していくスペースは、今後より必要になっていくのではないかと考える中から、庁舎内に啓発スペースを設けて

いきたいと考えている。

○柿崎会長（環境部長） ほかの方で何かご意見があれば。

○羽鳥委員 このご説明では、前提条件として市庁舎と福社会館が一緒になるよということを前提でお話が進んでいると思う。その辺はまだまだ建っていないので不確かだが、多分そうなるのだろうと。市長のご意見もそうなっていると思うのだが。そうすると蛇の目の跡地に中間処理場はやはり難しいのかなと。道路の動線を考えて、近隣住民の方々、住宅地が密集しておりますから。今の中間処理場施設を見ますと、はっきり言って非効率的でぼろぼろ。何やっているのかなと。中を見学させていただいたけれども、やっている作業員の方々も大変。大変というのは、非常に環境が悪い。もし再整備するのであれば、きちんとした施設にしないと不可能でしょうね。と思った。

それに引きかえ、全く違うが、先日武蔵野市の焼却場を見たけれども、非常にうまいと思うのは、まず市民に対するアピールの仕方がうまい。そしてまた周辺住民の方々の協力体制を要請するというのもうまくやっているということで参考になる。ただ、道路に関して言えば、非常に広くとっているので、それほど、こちらの文書に書いてある通学路との競合というのはないのかなと感じている。

それからもう一つ、先ほど佐野委員がおっしゃられた事業系ごみについて、疑問にあるのは、事業系は事業系で処理しなさいよというのは容器リサイクル法の原点だとおっしゃっていたが、事業者もそれは法律で決まっているので努力はしていると思う。ただ、消費者側にも非常に問題があると。見ばえがよくて、安いもの。これはしようがない。スーパー行って同じものであれば、見ばえがよくて、安いものに引っ張られる。消費期限でどういうものを買ってくるか。これは消費者心理だが。確かに事業者というのは利益追求ではあるけれども、ただ、今それだけを言っていてはまずいのであって、お互い消費そして生産、さらに最後の廃棄、これまでを含めてやっていかなければいけないのがリサイクル法の基本かと思う。我々小金井市はリサイクル法をつくったほうではないので、官庁に対してどうやっていくのかという大きな課題になると思っている。はっきり言えば難しいかなと。我々の思うとおりになるのは、数年か数十年先になるかわからないから。であれば、現状をどのようにやっていくのか

ということをやらないと、多分10年たっても中間処理場はできないと思っている。

○柿崎会長（環境部長） 今、佐野委員がいらっしゃらないので、ここでどうこういうのは言いづらいが、企業を別に擁護するわけでもないし、確かに企業努力としては今羽鳥委員が言われたように、例えばペットボトル1つとっても、最初に出てきたペットボトルと、今のペットボトルというのは重さが違う。というのは、使っている材料が少なくなってきた、薄さを追求することによってごみの量を減らすということは、どこのメーカーも努力されているというのは聞いている。

そうすると、例えば熱いものが入っていると直に熱くなるのでということで、そこについてもいろんな考えをもって、ペットボトルの材質の間に何か薄いものを入れて熱が通らないようにするとか、そういう小さなことから結構こつこつ企業努力というのは一方でしていらっしゃる。

あと法律の改正という話でいけば、最初に容器リサイクル法ができたときに、確かに我々自治体にウエートが置かれて、お金にしても何にしてもかかるような状況だったところを、何年間かけて各自治体からいろいろな意見を国の官庁に上げていったおかげで、改正のときには一定程度そういう配慮もしていただいて、改正になっているという部分もある。我々とする容器リサイクル法については今あるものが全てだとは思っていないので、そこら辺については市民の方からいろいろな意見をいただいたり、我々として考えていることについても発言の機会がある部分については発言をさせていただこうかなと思っている。

ほかに何かあるか。

○朝倉委員 農工大の絵について言っておくと、私がこの間農工大の場所があるじゃないかと言ったのは、地図で中央線にぶつかったところの北の左側の白は野球場。グラウンド。その隣にテニスコートがあって、あと3面ほど空地のような場所がある。この部分はかなりな面積。この縁に沿っている道というのは、自転車3台ぐらいしか通れない道なのだが、実はこの向こう側は北側の車線が、大きい道路が走っているから、中央線の高架を使って、こちらに持てくると、この部分でできるのではないというのが、私は農工大、農工大と言っているのはそういうこと。この部分で活用できるのではないかと。

と同時に、私はなぜ農工大だの学芸大だとかと言っているかという、若い人たちにそういうものが置かれて、学習の場としても活用してもらおうというのがすごく必要だし、小金井の市長はごみ処理が困るから何とかしてよという情けないことを言わないで、学生の教育の問題まで含めて農工大に協力してもらおう、一緒になってやりませんかという問題の提起をするぐらい、格調高い話をしてもらいたいなと思っている。ごみ処理が困っていて、大学の場所が空いているから何とか協力してよみたいな話ではなく、そういうことも含めてこの場所の活用はどうかと。中央線の高架下は大きいトラックが通れないとか通れるとかいう話にすぐなるかもしれないけれども、そういう問題の提案なのだといいことで話をしてもらっているのかなと。空いている場所があったら貸してくれませんかみたいな話ではなくて、やったらどうかというのが、私の提案。それだけちょっと、市の方よりも、今日参加されているほかの委員の方に、私が何でそんなことを言っているかというのだけ——幸いなことに、親切な図面を出してくれたので、大変ありがとうございます。これ、かなりの面積。野球場がこの面積なので、結構だというのはおわかりでしょう。二枚橋の面積にならないかね。ならないか。ちょっと狭いな。二枚橋は大きいわね。

○羽鳥委員 否定的な意見で申しわけないのですが、これは国有地。

○朝倉委員 もちろんそうです。

○事務局（富田） 法人になっているので、固有の敷地だと思う。

○羽鳥委員 固有の敷地だよ。そこに理想高く学生に教育するために云々というお話はよくわかるが、現実的にここに中間処理場をつくりたいというご意見と思うが、中間処理場がそこにできなければ、ちょっとした展示場ぐらいで終わるかもしれないが、それでもよろしいのですか。

○朝倉委員 いやいや、そういうことを言っていない。二枚橋に持ってこようと思っている施設を、ここにつくったらどうかと言っている。

○羽鳥委員 大学側はメリットを感じるかどうか。

○朝倉委員 前回も発言しているが、今農工大では産学協働でいろんなことをやっている。地方自治体と大学との関係という問題も少しは考えてもらいたいと思っている。ごみ処理をどうするということもさることながら。それでしかも、ここは農工大なものだから、余計、処理施設をという言い方をしているの

ではないかと思っているということ。ただ、いろいろなご意見あるでしょうから。場所はどこにあるのかなというので、この図面が出たから、これはちょうど。

○羽鳥委員 他人の土地を利用しようという感じかなと思うので、はっきり言って、それはいかなものかなと思うけれども。

○柿崎会長（環境部長） 私も見に行ってきたが、確かに広さ的にはちょっとどうかとは思いますが。空いているかというよりも、多分まず先ほど朝倉委員が言われたように、中央線の下を通過して道をつくるしかなくなってくるのかなというのは、一番大きな問題かなと思う。自転車が今2～3台通れる道がこの南側のところにあるので、そこを横断していくという話になってくると、そこでもまたちょっと大きな問題があると思う。

大学の中を通らせてもらえるのかとなると、そこはかなり厳しい。

○朝倉委員 でしょうね。

○柿崎会長（環境部長） そうすると、今度は東小金井のほうから空いているようになっているけれども、実はここにもう保育園ができていますので、そうすると保育園を移転してもらおうという話にもなっていないかなと思う。だから、場所的には確かに朝倉委員の言われているように、ある程度空いている敷地はあるが、現実的に見るとそこだけ見ただけでも、かなり厳しいかなとは思っている。

○小野ごみ対策課長 その上で聞きに行ったところ、相手方がある話なので、具体的な話は当然できないということではあったが、もう利用計画があると聞いている。

○朝倉委員 嫌だという場合は、利用計画があると言うよね。それはいいが、保育園があるというのは、これ回帰船ね。

○柿崎会長（環境部長） そうである。

○朝倉委員 だから羽鳥さんおっしゃったけれども、大学は民間の保育園にも貸している。だから、今大学はいろいろなところと連携してやるということをやっているのだから、無理して押しかけて貸せと言っている話ではないので。

○柿崎会長（環境部長） 大学自体は確かに産学、一般の企業などと連携しながらいろいろなことは確かに取り組んでいるというのは我々も知っている。

○羽鳥委員 ただそれは、企業と提携して、そこで自分たちの研究の成果を出して、すなわち企業にも利益が出て、大学側もその技術あるいはその研究成果を出せるということであって、ごみ処理場とは余り関係ないと思う。

○柿崎会長（環境部長） 我々としても聞きに行つて、今羽鳥さんが言われたような話も聞いてきているので、そういう部分ではご提案に沿うような形にはなかなかないかなというのが正直なところである。

○朝倉委員 だけど、農工大は環境管理というのがある。

○柿崎会長（環境部長） いろんなことをやっている。

○朝倉委員 だから言っている。

○柿崎会長（環境部長） 実際ごみ対策課で考えれば、何年か前に農工大の教授に参加いただき生ごみの関係のことも議論したこともあるので、そういう部分ではいろんなご意見はあるし、いろいろなこともできるのかなという、そういう発想のところについてはわかる。

○朝倉委員 提起してもらったほうがいいんだよね。

○柿崎会長（環境部長） 羽鳥さん言われているようなこともあるというのも、我々も存じているので、なかなか我々とするのが厳しい。

ここで申しわけないが、今いただいた意見等々もあるので、これを別に今日持って帰るとかそういうわけでもないし、先ほどご意見を伺わせてほしいということなので、次の議題に進めてもよろしいか。

○福島委員 これについての討論はまだやるのでしょうか。どうするの。

○小野ごみ対策課長 今日いただいたご意見をもとに、もう一回次回直してお示ししたい。

○福島委員 直して、ではもう少し考えてくるよということか。

1つ気になるのだけれども、4ページの中ごろに、二枚橋跡地は従前より小金井市は取得の意向を示していたところだがと、何のために取得の意向を示したのかよくわからないが、前から疑問だったのだけれども、何のためにこれを買うつもりで意向を示したの。

○小野ごみ対策課長 これは前市長のときから、ごみの関係の施設で使うためにということで、取得の意向を示している。

○福島委員 我々に相談もなく、市は勝手に決めていたということか。

○一瀬委員 覚書が出ていた。

○福島委員 知っている。知っているけれども、そういうときは勝手にやっていたということは明らかに言うわけね。

○羽鳥委員 そのことを言うと、前市長は言うよね。今リハビリ病院ができているよね、東八沿いに。あそこだって候補地だった。あれどうしてやめたのかなという。

○福島委員 やめたというか、二枚橋に行政決定したから、行政決定の後にあれが正式に相談に来たから、もう今さら覆せないということではないか。

○羽鳥委員 いや、それはそうではないみたい。どうも前市長の懐の中で温めていたみたい。昔の話だからいいけどね。

○福島委員 だからそういうのが多いという感じ。

○羽鳥委員 まあそう。

○福島委員 嫌だね。

○藤田ごみ処理施設担当課長 1点よろしいか。先ほど福島さんのご発言で、二枚橋の土地を買うという話は過去聞いていないというお話だったが、私、当時可燃ごみ処理施設の担当をしていたので、当時このような会議体がなかったので、東部の環境をよくする会には、買いたい意向はお伝えしてある。当時は、二枚橋に国分寺市と一緒に可燃ごみの焼却処理施設をつくるということで市民検討委員会を立ち上げて、いろいろあったけれども、それが決まって、小金井市の土地だけではつukれない。なので、府中市さん、土地を売ってくださいねというのが事実経過で、その後いろいろあり、皆さんご存じのとおり今私担当しているが、日野市と国分寺市と一緒に可燃ごみ処理施設ができることになった。

一方で、では二枚橋はどうするのだというところの中で、目的を持って、当時はまだ可燃ごみがやっと方向性が決まったということで、二枚橋の跡地利用計画、今協議しているが、利用計画はなかったけれども、買う意向はあるよということで、当時の東部の環境をよくする会には、前市長と私は何回かお邪魔して、取得の意向はあるよということでお話をさせていただいた経過があるので、補足させていただく。

○福島委員 それは知っている。そのとき、目的は何かと聞いたら、何もおつ

しゃらなかったということ。それを言っているわけ。何を言いたいかということ、こういうことを決めるときには公明正大に決めてもらいたい。トップが勝手に決めて、もう何年か後に決めたという、上からの押しつけからこういうふうになってしまっているということ。

○藤田ごみ処理施設担当課長 そこは事実経過と、買う目的については今ちようど計画をつくっているの。

○福島委員 事実経過は、だましていたということ。それははっきりしているなどというだけの話。いない人を言ってもしょうがないので。

○藤田ごみ処理施設担当課長 だます気はなかったけれども、結果的に買う理由が変わってしまったというのは、事実としてはそれはそのとおりだと思うけれども、買いたいという話は当時から地元の皆様に差し上げていたという事実はあったということは、発言させていただきたい。

2. 協議事項

議題1 第6回協議会でのご意見等の整理

○柿崎会長（環境部長） 協議事項の議題1を、先ほどから出ているところにかかわってくるので、事務局から説明をお願いしたいと思う。

○事務局（山下） それでは、協議事項の議題1の説明をさせていただく。資料番号協7-4をご確認いただきたい。

第6回協議会でのご意見等の整理についてである。資料の記載内容については、中間処理場運営協議会、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の両協議会からの主な意見についてまとめているので、両協議会で共有いただきたい。

順に説明させていただくが、この間議論いただいた内容も含んでいるので、ご承知おきいただきたい。

4-1ページをご覧ください。「市庁舎建設計画がまだ具体的に決まっていけないというが、決まった暁にはごみ処理施設をこういう形で入れておきたいという形はとれないのか」というご意見をいただき、「福社会館、もしくは庁舎の建物の一定のスペースに、施設周辺の方々の理解の上での施設であることを広報するなどのごみ関連のスペースを確保したいということで、庁舎建設

の担当部署には意見として伝えてある」と回答させていただいた。

続いて、「リサイクル事業をやるとしたら、庁舎のどこかにリサイクル商品の販売場所をつくったほうがわかりやすいのではないか」というご意見をいただき、「庁舎の中にリサイクル事業者の展示販売所だけでも設けられないか」という話は両協議会からいただいているので、地域からのご意見として伝えている」と回答させていただいた。

続いて、「市庁舎の建設はいつからと決まっているのか」というご意見をいただき、「平成33年度中に建てることになっている」と回答させていただき、「その1年前には更地にするということか」、「当然今の施設を置いたまま市庁舎を建てて一生使えるか」というとそうではない。そうなったときにどういう形でやるかというのは今研究している」という質疑があった。

4-2ページをご確認いただきたい。「どちらか一方にごみ処理施設が全部収まらないか」というご意見をいただき、「今処理しているものを全部やろうとすると無理である。また、車もできる限り敷地内を一方通行としたいので、やはり2つの土地の面積が必要」と回答させていただいた。

続いて、「中間処理場につくる施設は、狛江の工場とプラスチックの処理施設と考えれば2,000m²だと余るくらいではないか」というご意見をいただき、「狛江市の人口は小金井市の3分の2で、ごみの量も全然違う」と回答させていただいた。

続いて、「災害廃棄物一時保管場所は中間処理場と二枚橋と市庁舎しか考えていないのか」というご意見をいただき、「災害廃棄物基本計画を来年策定したいと考えているが、全ての公園を検討したいと思っている。市庁舎や学校は、支援物資が届く場所などになるので指定できないと思う」と回答させていただいた。その後、「最終的に中間処理場と二枚橋に集められると毎日臭いがするということになる。そのあたりの計画も最終的に我々は知りたい」とのご意見もいただいている。

続いて4-3ページをご確認いただきたい。「幾つかの場所を検討して、協議会として意見をまとめるなら、そういう意見を市として出していけるようなことをぜひ考えてほしい。つつじ会の文書を機会に新たに適地はどこか検討しないか」というご意見をいただき、「ごみ対策課、環境部の立場から言えば、

早急に建てかえなり施設の更新等々をしていかなければならないという立場もあり、公園や市有地などもいろいろ検討した中では難しい。高架下や国有地についてもいろいろと制約があって厳しい状況もある。我々も探したりはしたが、やはり厳しいということで、協議会もつくらせていただき、ご意見を聞いてきた状況にある」と回答させていただいた。

続いて、「今ある本庁舎はどうなるのか。決まっていないのであれば候補地に挙げればいい。検討されていないのか。福祉会館はどうか」というご意見をいただき、「本庁舎の敷地は検討していない。福祉会館の土地は借地なので返さないといけない」と回答させていただいた。その後「行政内部で意見交換をし、本庁舎敷地は公共施設マネジメントの観点から、将来の資産活用に当たり、重要な用地となると考えられる」ということをご理解いただければと思う。

続いて、「農工大や学芸大学のように面積の大きい大学もある。いろいろな場所を挙げて、みんなで検討できるような場所にしてもらえばいい」というご意見をいただき、「農工大学とは協定があり、当たってみる」と回答させていただいた。その後、両大学にこの間の協議会からいただいたご意見をお伝えしたところ、「敷地活用の検討があり、提供できる用地はない」との見解をいただいた。参考までに両大学の構内マップを配付してあるのでご確認いただきたい。

最後に、4-4ページをご確認いただきたい。

「普通はこういった協議会を開いて了解を得られたが、委員が説明できないから直接来た、ということであればわかるが、理解を得られるというステップがどうやったらとれるのか。今のままでは了解は得られない」というご意見をいただき、「皆様方が説明をしていただくのではなく、私どもが説明をさせていただいて、また意見を聞いた上でご理解をいただきたい。この間の話の中で、パブリックコメントの話が行政から出て、その後行政内部でもいろいろ話をしたが、一方で条例があって、何か計画をつくったときには1か月間パブリックコメントをして市民から意見をもらって、それに対して答えたことを市報で周知しなければならない。パブリックコメントを行う場合も、今年度中に計画をつくらなければならないという問題は残っている」と回答させていただいた。

次の4-5ページをご確認いただきたい。今後の協議会、検討会議の進め方

のイメージをお示しさせていただきました。

この間、パブリックコメントの実施の有無を行政内部で検討していたが、やはり市の条例上、パブリックコメントを実施しなければならないという規定があることを踏まえ、市議会への事前説明や今年度末の清掃関連施設整備基本計画策定を考慮したスケジュールのイメージとなっている。

詳細については、ごみ対策課長からの説明とさせていただきます。

○小野ごみ対策課長 それでは、説明させていただきます。

パブリックコメントの実施に際して、事前に市議会の常任委員会、私ども環境部は建設環境委員会だが、そちらへの説明を12月議会でさせていただくことを予定している。その後1か月間の意見募集期間を経て、いただいたご意見に対する市の回答を……。

○福島委員 パブリックコメントはやることになったということ。この前の話だと検討するという話だったが。

○小野ごみ対策課長 検討した結果である。

○福島委員 やることになったということ。

○柿崎会長（環境部長） やらざるを得ない。

○福島委員 という結論になったのね。まずそちらを言ってもらわないと。

○小野ごみ対策課長 まずパブリックコメントに関しては、我々も、先ほど事務局からも説明したとおり、行政内部で検討させていただきました。今、市民参加条例という条例がある中で、パブリックコメントをしなくてもいいという要件が今回の私どもの計画に関して見当たらないというところがあり、パブリックコメントはせざるを得ない状況ということが結論である。

その中で、パブリックコメントの実施に際しては、従前から事前に市議会の常任委員会、建設環境委員会で説明を12月の議会でさせていただく予定である。12月議会のちょうどその時期に、12月15日号の市報が出るので、12月号の市報でパブリックコメントの募集記事の掲載をさせていただきたいと考えている。

1か月間の意見募集期間を経て、いただいたご意見に対する市の回答を公表することになる。今回の計画に関しては、協議会、検討会議に回答案をお示しして、公表したいと考えている。回答公表までいただく意見の数にもよるが、

最低でも2か月間は必要と考えているので、12月のパブリックコメントの実施がぎりぎりの日程であると考えている。

続いて、基本計画の内容としては、施設の建設をどこにするかということも含めて、公害防止計画や敷地内の車両動線、工事や財源の計画もまとめていかなければならないと考えている。

よって、これまでの6回の協議会でさまざまなご意見をいただいているところだが、今現在候補地とさせていただいている2か所に関して、私どもの希望としては、改めてその候補地をぜひご理解いただきたいという考え方を、また改めて説明させていただきたいと思っている。

というところで、市としては、施設整備に際してだけではなく、施設稼働後も皆様との丁寧な協議を重ねながら事業を進め、施設稼働後も、今まで二枚橋焼却場があったときには、なかった協議会についても我々は考えている。運営協議会という形になると思うが、どちらも視野に入れて私ども進めていきたいと考えている。

先ほどご説明させていただいた清掃関連施設再配置の候補地の選定に関しては、次回私ども手直しをして、またこちらの協議会に手直しをしたものをお示しさせていただく。できたら、次回るときにそれをご理解いただいた上で、ぜひそれぞれの地域にお持ち帰りをいただければと考えているので、今日もさまざまなご意見をいただいたが、訂正するまでにはまだ約1か月間あるので、今後も何かご意見等あれば、私どもにお電話なりメールでも何でも構わないので、ご意見等賜ればと思っている。

意見交換

○柿崎会長（環境部長） それでは、事務局より説明があったが、ご質問等があれば願います。先ほどやってきた文書の中身とほとんど変わらない状況ではあるけれども、ほかに何かあれば。

○福島委員 パブコメもやらざるを得ないというのだったらしようがない。反対が多ければどうするのかよくわからないのだけれども。それはそれでいいとして、今後の進め方として、やっとうこういうのが出たのだけれども、詳細のあ

れがまだ、本当はそれが一番重要なものだけれども、討議していないと思うのだよね。

例えば候補地の選定条件で住宅、これも本当は根幹的な問題なのだけれども、これを言い出すとなかなか難しいと思うので、考え方の相違もあると思うし。

2番目のアクセスがよいことと言われて、具体的にどこを通過してどうなるかという議論もまだ何もしていないし、こう書かれてもわからない。そこについては説明してもらわなければいけないし。通学路云々と書いてある、重複しないといっても、どのように通って、どうやるのかといっても、全然ないし、住宅地も多いし、多分そうならないとは思っているのだけれども、そういう話はまだここには何も出ていないよね。

○小野ごみ対策課長 以前の協議会でお示ししている。

○福島委員 出ていたっけ。

○小野ごみ対策課長 前の協議会で、アクセスや通学路についてはお示ししている。

○福島委員 ごめんなさい、記憶がない。どこ通るのだけ。

○小野ごみ対策課長 東八を通過して入ってくる。

○福島委員 東町五丁目を通るという話じゃないの。あそこは通らないの。じゃもう全然通らないの、あのはけの下の道は。

○小野ごみ対策課長 私たちの今のところの考えの中では、東町五丁目の収集を行った収集車両だけという考えである。

○福島委員 それだけがあそこを通過ということね。あとは東八をぐるっと回って、みんな通るということで、必要最小限にするということね。

あと環境の数値目標についてはどういうふうにするのか。

○小野ごみ対策課長 今検討会議で、そこは議論しているところだけれども、自主規制値を設けたいと考えている。

○福島委員 自主規制になるわけ。

○小野ごみ対策課長 国の基準よりもさらにより厳しい規制値をやるということで、検討会議の資料としては、この協議会にもお示しをさせていただいているので、ぜひ資料を確認いただきたい。

○福島委員 協定ではなくて、自主規制の数値目標というふうにするというイ

メージなのね。今のところは。

○小野ごみ対策課長 協定にするか、自主規制にするかという部分については、これからと思う。

○福島委員 まだね。

○小野ごみ対策課長 実際ご議論いただいてないので。

○福島委員 まだ何もしていないよね。

○小野ごみ対策課長 そこは今後議論いただければいいかなと思っている。

○福島委員 前、直接入って説明するなんていうことをちらっとおっしゃっていたけど、決まったことじゃない。それはどうなったのか。

○小野ごみ対策課長 それはご要望があれば伺う。

○福島委員 だから、今のところは行政主導で進めるというのではなくて、要望があったらやると、こういうイメージなのね。

○小野ごみ対策課長 それはぜひ、今日お配りをさせていただいたこの紙をお持ち帰りいただいて、まずは皆様方に説明をしたいという自治会がいらっしゃれば、それはお任せするし、初めから市も一緒に入ったほうがいいかなという町会、自治会があれば、積極的に私たちは入らせていただく考えを持っている。

○福島委員 では、各自治会の判断ということね。

○小野ごみ対策課長 はい。

○福島委員 だそうです。

○朝倉委員 じゃ、東部の環境をよくする会に来ていただこう。

○小野ごみ対策課長 行く用意はある。

○朝倉委員 大勢そろってきてください。

○柿崎会長（環境部長） ほかに何かあるか。

○朝倉委員 しかし、パブリックコメントというのはやらなければならないって、なぜなんだっけ。

○柿崎会長（環境部長） 市民参加条例という条例を議会で議決していただいている。

○朝倉委員 参加条例だからか。

○小野ごみ対策課長 条例の中に、例えば地域ごとに狭められた地域の中でしか行われたい計画であった場合、それを除外してもいいという規定がない。

○坂野委員 それは市全体でなのか。どこの地域で。

○朝倉委員 運命は既に決まっちゃうという感じだよ。

○小野ごみ対策課長 ただ、公表の仕方等については工夫があると思うので。いただいた意見の公表の仕方は工夫させていただく余地はあると考えている。

○朝倉委員 それはどういうことだろう。

○小野ごみ対策課長 例えば市全体の意見としてはこうだけれども、今回の候補地周辺の方々の意見はこういうことと、区分けして出すことなどである。

パブリックコメントは実施せざるを得ないが、公表の仕方は工夫したい。

○柿崎会長（環境部長） 公表の仕方というのは、例えばこの間いろんなところでこのごみの関係で、平成23年度のとくに市長がかかわったときの話もさせていただいたけれども、ああいうときにも一部の市民の方からのご意見が出て、新聞で報道されるなど、いろいろな経験を私はしているので、そういう点を含めると公表の仕方だけでもせめて変えていかないと、今回の計画とは全く関係のないことまで出てくる可能性が十分考えられる。そういう経過を踏まえて、一定程度公表の仕方というのは考えていかななくてはいけないのではないかなという気持ちは持っているので、我々に考えさせていただければなと思っている。

○朝倉委員 なるほどね。しかし、いずれにしても議会の委員会で、パブリックコメントをやるよ、やらないよという。

○小野ごみ対策課長 12月の中ごろにある建設環境委員会で、議会には報告をさせていただく。

○柿崎会長（環境部長） 多分議会のほうでも、知っていらっしゃる議員さんは建設環境委員会の中にもいらっしゃるので、パブコメの必要性について意見は出るかなとは思っている。ただし、条例に違反してまでやらないというのは、我々行政の立場からするとなかなか厳しい。

○朝倉委員 それはそうだろう。

○柿崎会長（環境部長） 申しわけないなとは思う。

○小野ごみ対策課長 ということもあり、このような資料協7-4にあるような日程を組ませていただく形になるので、ぜひ次回この会のこの部分については、お配りした選定についてというこの資料については、内容をもう一回我々持ち帰ってよく検討して、皆様のご理解をいただくような文面ができればいい

など思っているのですが、ご協力のほうをよろしく願います。

3. その他

○柿崎会長（環境部長） ほかになければ、次の「その他」に進めさせていただき、事務局より願います。

○事務局（山下） それでは、その他として2点説明をさせていただく。

1点目が、次回の協議会の開催日程についてだが、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会は、10月の中旬での開催をお願いしたいと考えている。候補日が幾つかあるので、会場の空き状況もあり、お伝えするが、候補日が10月17日（火）、10月19日（木）、10月20日（金）、10月21日（土）になる。

○事務局（富田） 本日欠席の方にも伺い、近日中にご連絡させていただきたい。

○事務局（山下） 中間処理場の運営協議会については、今後の状況に合わせて開催を予定している。

○小野ごみ対策課長 2点目、恐らくきょうも難しいかなと思っているが、副会長と清掃関連施設整備基本計画の検討会議の委員について、私どもとしては、お願いをせざるを得ない状況なので、もし今日決まるのであるならば決めていただきたいと思う。

わかりました。次回に回させていただきます。

○柿崎会長（環境部長） それでは、よろしいか。次の予定については、こちらからご連絡をさせていただきたいと思っているので、よろしく願います。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。

閉会